

第5編

その他の災害対策編

第1節 航空災害対策

本編では、航空運送業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について記述する。

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

航空災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

2 通信手段の確保

航空災害における通信手段の確保については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」の定めるところにより実施する。

3 災害応急体制の整備

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国・公共機関・市及び航空運送事業者は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(1) それぞれの機関の実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用手法等の習熟及び他の職員・関係機関等との連携等について徹底を図る。

(3) 消防の応援については他の市町村と協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 救助・救急活動体制の整備

市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

5 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

6 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、市民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 一般被害情報については、被害情報を収集し必要に応じ消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）（資料15-1）による。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

3 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施するほか、次によるものとする。

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間取る場合、市は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

6 交通規制の実施

第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

8 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

鉄道災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

2 通信手段の確保

鉄道災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

3 救助・救急活動体制の整備

市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

6 防災訓練の実施

- (1) 警察機関・消防機関・県及び鉄道事業者等は、相互に連携した訓練を実施する。
- (2) 訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

7 鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

8 計画運休への備え

市は、鉄道事業者が大型台風の接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときに、必要により計画的に列車の運転を休止することから、鉄道事業者との連絡体制の確立に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

- (2) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）（資料15-1）による。
- (3) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

7 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、市は利用者に対する情報の提供に協力する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

2 鉄道の迅速な復旧

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

3 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

第1 災害予防計画

1 異常現象の発見及び情報提供

市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設の整備

市は、管轄する道路について次により道路施設の整備を図るものとする。

- ア 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ウ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- エ 主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民の生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

3 情報通信手段の整備

道路災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

4 情報の分析整理

- (1) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。
- (2) 平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

5 通信手段の確保

道路災害における通信手段の確保の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

6 災害応急体制の整備

- (1) それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制を整備し、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- (2) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

7 救助・救急活動体制の整備

市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

8 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

9 緊急輸送活動

警察庁と連携し信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

10 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

11 防災訓練の実施

自然災害・道路事故等の発生時に迅速に対応するためには日常からの具体的な訓練が必要となる。そのため関係機関相互の連携と実践的な訓練を行う。

(1) 市、県や国の機関、消防機関及び警察機関、道路管理者等と相互に連携した訓練を実施する。

(2) 市、県や国及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

12 その他の災害予防

(1) 危険物等の流出時における防除活動

危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 施設、設備の応急復旧活動

施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(3) 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

(5) 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

(1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）（資料15-1）による。

2 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応

急活動体制を確立する。

3 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施するほか、以下の活動を行うものとする。

(1) 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(2) 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(3) 消火活動

市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

5 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところによる。

6 危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

7 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

9 交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況・緊急度及び重要度を考慮し、交通規制・応急復旧及び輸送活動を行うものとする。

10 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第4節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、市は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第1 災害予防計画

1 危険物施設の安全性の確保

（1）危険物施設等の把握

高崎市等広域消防局は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

（2）自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかわる計画の作成等の実施に努めるものとする。

（3）講習会・研修会の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し講習会及び研修会の実施等により、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

（4）再発防止の徹底

危険物等災害が生じた場合、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を受けて、必要に応じ法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 情報通信手段の整備

危険物等災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

3 情報の分析整理

（1）収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

（2）平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。
また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

4 通信手段の確保

危険物等災害における通信手段の確保の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

5 災害応急体制の整備

（1）実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図り、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

- (2) 各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。
- (3) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- (4) 防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

6 救助・救急活動体制の整備

- (1) 市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

7 緊急輸送活動

警察機関と連携し信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

8 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

9 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

- (1) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 危険物等事故に関する情報を常に伝達できるような体制作りや施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

10 防災訓練の実施

- (1) 防災訓練は様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 防災訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫をし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

11 防除活動体制の整備

- (1) 危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。
- (2) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡

がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

(2) 一般被害状況の連絡を受けた場合、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定の事故）（資料15-1）による。

2 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

3 災害の拡大防止活動

市は、県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。また、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2編第2章第11節「避難活動計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

7 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

8 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。

(2) 消防機関及び警察機関等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 本部は危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

11 施設・設備の応急復旧活動

本部は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な公共施設の復旧事業

あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 県外の原子力施設事故対策

第1 災害予防計画

1 基本方針

(1) 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」（以下「EPZ」という。）の区域※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対しても避難指示が発令されるなど、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※平成23年1月30日現在、EPZの範囲は最大でも原子力事業所から半径10km。

(2) 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

なお、国においては、今回の事故検証結果等を踏まえ、防災指針の見直し等が進められているが、これらの見直し等には一定の時間が必要となることが予想される。

このため、市では、国による防災指針の見直し等を待たず、今般実施してきた災害対応や防災課題等を踏まえて本対策を規定するが、国による防災指針の見直し等の動きを注視し、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

(3) 市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害等対策編」によるものとする。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、市は県と協力し、国、他の市町村、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

第2 災害応急対策計画

1 モニタリング体制の強化

(1) 空間放射線量率モニタリングの強化

市は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や県等関係機関へ連絡するものとする。

(2) 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

2 市民等への情報伝達・相談活動

(1) 市民等への情報伝達活動

- ア 市は国・県等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- イ 市は、防災行政無線等により県からの情報提供を受けるとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- ウ 市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- エ 市は、市民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
- 情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 市内の空間放射線量率に関する情報
- 水道原水、水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

3 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国、県と連携し、必要に応じ、速やかに県民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
- 想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道原水、水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 県内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 市は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

4 風評被害等の未然防止

市は、国及び県、他の市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

5 各種制限措置の解除

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3 災害復旧

1 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県、他の市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第6節 林野火災対策

林野は、木材その他の林産物を供給するとともに市土を保全し、水源をかん養し、保健と休養の場となるものであるが、最近では観光、レクリエーション等の利用が急速に増してきたことなどから林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。

さらに近年、多発し大型化している林野火災に対し、予防活動と消火活動が適切に実施できるよう計画するものとする。

第1 災害予防計画

1 林野火災予防

- (1) 林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災予防の指導に努める。
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 森林法に基づく火入れの許可指導及び消防機関との連絡協調
- (4) 火災多発期における監視パトロール等の強化
- (5) 防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- (6) 警報発令中の火の使用制限の徹底を図る。

2 林野火災消防

- (1) 防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防の強化を図る。
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防ぎょ鎮圧・消防水利確保
- (2) 初期消火用機材の整備
- (3) 空中消火用機材の整備
- (4) 消火訓練の実施
- (5) その他消火に必要な事項

3 防火思想の普及

- (1) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。
- (2) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。
- (3) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (4) 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

4 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、日本語を解せない外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

5 情報通信手段の整備

林野火災における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

6 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止する

ため、災害広報体制の整備充実を図る。

- (1) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- (3) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

ア 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

イ 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

ア 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動関係

ア 防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。

ウ 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

エ 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

8 避難収容活動及び情報提供関係

発災時に備え、指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、住民等への周知徹底に努める。また迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図るものとする。

(1) 避難誘導

指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その場合、高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

(2) 指定避難所

ア 公民館、学校等公共的施設等を対象に、指定避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

イ あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

9 住民の防災活動の環境整備

- (1) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
- (2) 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 高崎行政県税事務所又は県危機管理課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）（資料15-1）による。
- (3) 国立公園及び国定公園について環境省自然環境局と連携のうえ、情報の収集・連絡を図る。

2 応援要請

- (1) 他の市町村への要請
市のみでは消火が困難と判断したときは、市町村の相互応援協定により火災状況を勘案の上、他の市町村に対し応援を求める。
- (2) 県防災ヘリコプターの要請
ヘリコプターによる消火活動を要すると判断したときは、県に対しヘリコプターの出動を要請する。
- (3) 自衛隊の派遣要請
自衛隊の派遣要請を依頼するときは、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に基づき、県に依頼する。

3 消火活動

- (1) 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の方途を講ずるものとする。
 - ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防御担当区域
 - ウ 携行する消防器材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ ヘリポートの設定
 - ク 救急救護対策
 - ケ その他必要事項
- (2) 市民及び自主防災組織による消火活動
市民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

4 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置す

る等、応急活動体制を確立する。

5 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第2編第2章第11節「避難活動計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

8 交通規制の実施

林野火災時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

9 二次災害の防止活動

(1) 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

(2) 市は、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第1 災害予防計画

1 災害に強いまちづくり

(1) 市は、次により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
- ウ 市街地開発事業等による市街地の面的な整備
- エ 建築物や公共施設の耐震、不燃化
- オ 水面・緑地帯の計画的確保
- カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導するものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(イ) 公共施設の管理者及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るよう指導するものとする。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 火災気象通報

ア 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として直ちに県（危機管理課）に通報するものとする。

イ 県（危機管理課）は、アの通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定により、直ちにこれを各市町村に通報するものとする。

(2) 火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、火災に関する警報として「火災警報」を発表する。

3 救助・救急活動体制の整備

市は消防機関と協力し、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チ

ェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 消火活動体制の整備

(1) 消防機関及び市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 消防機関及び市は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

6 防災知識の普及

(1) 市は消防機関と連携し、全国火災予防運動等を通じ、市民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

(2) 学校等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 市は消防機関と連携し、市民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

また、消防法の改正により、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたため、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

7 情報通信手段の整備

大規模な火事災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

8 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実に努める。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

(1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

(2) 一般被害情報等の収集・連絡

被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 高崎行政県税事務所又は県危機管理課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）（資料15-1）による。

2 応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

3 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2編第2章第11節「避難活動計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、

必要な避難措置を実施する。

4 救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

6 消火活動

(1) 市民及び自主防災組織による消火活動

市民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（危機管理課）に要求するものとする。

7 交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧・復興対策

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第2編第3章「災害復旧・復興」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。